

令和7年度宮崎県幼児教育・保育施設職員研修事業業務委託仕様書

1 業務の目的

県内の幼児教育・保育施設職員に対し、保育現場における様々な課題に対応するための専門的な研修を行い、職員の資質や専門性の向上を図ることを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度宮崎県幼児教育・保育施設職員研修事業

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 業務委託の内容

研修における下記（１）から（６）の業務をはじめ、委託事業の実施に関する一切の業務を行うものとする。

（１）研修の日程の設定、会場等の予約

（２）研修の内容及び講師の選定等

○ 研修の内容、時間、実施形態は別表1を参照すること。

○ 研修内容に適切な講師を選定すること。

※ ペアレントトレーナー養成講座（〔熟達者版〕も含む）の日時・会場・専門講座の講師については、県が指定する。

（３）研修開催通知等の作成及び送付

○ 研修日時、内容、場所等を記載した開催要綱及び参加申込書（Web上での申込みも可）を作成し、各施設にメール等で案内すること。

○ 開催要綱については委託先ホームページに掲載すること。

（４）参加申込の受付及び受講者の取りまとめ

○ 参加申込書の窓口として、申込受付や問合せへの対応を行うこと。

○ 研修申込の受付の際、以下の①と②の内容を把握し、受講者名簿を作成すること。
受講者名簿については、研修実施前に県へ提出すること。

① 氏名

② 勤務先施設・所在市町村名・職位（現に保育所等に勤務している場合に限る。）

（５）研修当日の運営及び経費の支払い

○ 会場との連絡調整、機器、研修資料の準備、会場の設営（後片付け含む）、司会進行、講師への対応等、研修を運営するために必要な業務を行うこと。

○ 講師等への謝金・旅費及び会場借上料など必要経費の支払を行うこと。

（６）研修受講の確認

○ 受講者の研修受講の状況を確認すること。確認の方法は、研修の実施形態（集合型・体験型・オンライン）によって工夫すること。

- 研修後にアンケートを実施し、受講者の研修に対する満足度や感想を集約すること。集約したアンケート結果については県へ提出すること。

5 受託者の業務実施上の注意点

- 多くの人が参加できるよう、日程等の設定には十分な配慮を行うこと。
- 本業務において作成した資料等に関しては、全て著作権は県に帰属する。ただし、受託業務終了後の著作権の取り扱いについては別途協議すること。
- 業務の実施に関し必要な能力と経験を有する業務責任者とは別に主に当該委託業務に従事する事務職員を置くこと。
- 業務実施に当たっては、宮崎県委託事業である旨を明記すること。
- この仕様書に定めのない事項又は委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、県と十分協議を行うこと。その際、企画提案書に記載の内容は、協議の上、変更する場合がある。

6 業務報告

受託者は、委託業務を完了したときは、業務報告書に成果品を添えて、定められた期日までに提出すること。

別表 1

令和 7 年度宮崎県幼児教育・保育施設職員研修一覧

	研修名・研修内容	時間	実施形態	受講対象者 定員
基本 研修	施設長研修	180 分	オンライン	施設長等 600 名
	特別支援教育コーディネーター・障がい児保育担当者研修	180 分	オンライン	担当者 600 名
	幼保小連携・接続研修	180 分	オンライン	担当者 600 名
選択 研修	希望研修（適切な保育・虐待対応）	180 分	オンライン	希望者 600 名
	希望研修（保健衛生・安全対策）	180 分	オンライン	希望者 600 名
	希望研修（食育・アレルギー対応）	180 分	オンライン	希望者 600 名
	希望研修（特別支援教育・障がい児保育）	180 分	オンライン	希望者 600 名
	希望研修（保育の ICT 活用）	180 分	オンライン	希望者 600 名
	希望研修（保育所等の労務管理）	180 分	オンライン	希望者 600 名
	児童発達支援センター体験研修	3 日間×5 期間	体験型	希望者 60 名
	ペアレントトレーナー養成講座	200 分×8 回	集合型	希望者 50 名
	（内訳） （１）基礎講座 ・保護者への相談支援の在り方 ・メディアの影響 ・児童虐待防止と対応 ・特別支援教育・障がい児保育 ・ペアレントトレーニングの実際 ・スクールワイド PBS （２）専門講座 ・ペアレントトレーナー養成講座	基礎講座 80 分×6 回 (専門講座) 120 分×6 回 200 分×2 回		
	ペアレントトレーナー養成講座〔熟達者版〕	専門講座 150 分×4 回	集合型	希望者 20 名

※ オンライン研修は、午後に実施すること。

※ 児童発達支援センター体験研修の実習先は、地域に偏りがないよう配慮すること。

※ ペアレントトレーナー養成講座（〔熟達者版〕も含む）の日時・会場・専門講座の講師については、県が指定する。

※ ペアレントトレーナー養成講座〔熟達者版〕は、ペアレントトレーナー養成講座を過去に受講した者に限る。